

川崎市告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 道路の占用を制限する区域

第1次緊急輸送道路

路線名	道路の占用を制限する区間
川崎市道鈴木町1号線	国道409号交点～川崎市道中瀬1号線交点
川崎市道中瀬1号線	川崎市道鈴木町1号線交点～国道409号交点（大師第一踏切脇）
川崎市道宮内新横浜線	川崎市道尻手黒川線交点～県道106号【子母口綱島】交点

第2次緊急輸送道路

路線名	道路の占用を制限する区間
市道皐橋水江町線	県道101号[扇町川崎停車場]交点（皐月橋）～市道富士見鶴見駅線交点
	県道6号[東京大師横浜]交点（川崎臨港警察署前交差点）～川崎区水江町
川崎市道駅前本町20号線	県道9号[川崎府中]交点（川崎駅前東）～県道101号[扇町川崎停車場]交点（川崎駅前南）
川崎市道小川町線	県道101号[扇町川崎停車場]交点（川崎駅前南）～県道140号[川崎町田]交点（日進町）
市道宮前町9号線	川崎病院交差点～国道132号交点（教育文化会館交差点）
市道新川通8号線	県道101号[扇町川崎停車場]交点（川崎病院入口交差点）～川崎病院交差点
川崎市道殿町羽田空港線	国道409号交点（多摩川スカイブリッジ入口）～東京都境（大田区）

2 制限の対象物件

電気事業者、電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者等が設置する新設電柱（電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱及び支線柱並びに電線は対象外）

3 制限の内容

道路の占用を制限する区域において、新設電柱の占用を原則として認めない。やむを得ない場合、仮設電柱の占用を認める（原則2年間）。

4 占有を制限する理由

緊急輸送道路等の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

5 占有の制限を開始する日

令和8年4月1日